

市長の資産を公開します

令和8年4月1日 公開

市長の資産公開とは、条例に基づき、市長が定められた時期に自己の保有する資産等に関する報告書を作成し、その報告書を公開しているものです。報告書では、土地・建物・預金等の資産、所得や関連会社の役職等を報告することになっています。資産公開することで、より透明性のある開かれた市政を進めてまいります。

市長の資産等については次のとおりです。

1. 資産等の状況(令和7年10月23日現在) ※任期開始の日現在

土地

所 在	面積(m ²)	固定資産税の課税標準額(円)
横手市四日町 30 番 1、32 番	2 3 1.3 2	7 1 6, 9 6 2

建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

該当ありません

建物

所 在	床面積(m ²)	固定資産税の課税標準額(円)
横手市四日町 30 番 1	2 8 7.7 1	2,5 8 1,9 1 0

預貯金 (当座預金及び普通預貯金を除く)

該当ありません

有価証券

該当ありません

自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるもの）

該当ありません

ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるもの）

該当ありません

貸付金・借入金（貸付・借入の相手方が同一生計親族であるものを除く）

貸付金の総額(円)	借入金の総額(円)
なし	23,960,670

2. 所得等の状況

所得等

※今回の公開はありません。

3. 関連会社等の状況

会社等の報酬のある役員就任の状況

※今回の公開はありません。